

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年3月9日(2017.3.9)

【公開番号】特開2015-150457(P2015-150457A)

【公開日】平成27年8月24日(2015.8.24)

【年通号数】公開・登録公報2015-053

【出願番号】特願2015-106370(P2015-106370)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月30日(2017.1.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動条件の成立により判定情報を取得する判定情報取得手段と、

前記判定情報取得手段により取得された判定情報に基づいて、遊技者に有利な特別遊技を行うか否かの特別遊技判定を行う特別遊技判定手段と、

前記判定情報取得手段により取得された判定情報を記憶する記憶手段と、

前記記憶手段に記憶されている判定情報に対して前記特別遊技判定が行われる前に、前記特別遊技を行うか否かの事前判定を行う事前判定手段と、

通常の演出モードと特定の演出モードとを含む複数の演出モードのうち何れかの演出モードを設定するとともに、設定している演出モードで前記特別遊技判定の判定結果を報知する報知演出を実行する演出制御手段とを備え、

前記演出制御手段は、

前記通常の演出モードを設定しているときに、前記記憶手段に記憶されている判定情報が、前記事前判定において前記特別遊技を行うと判定された第1判定情報である場合または前記事前判定において前記特別遊技を行わないと判定された第2判定情報である場合、少なくとも当該第1判定情報または第2判定情報に対して前記特別遊技判定が行われるまで、前記特定の演出モードを設定可能であり、

前記記憶手段に記憶されている判定情報が前記第2判定情報であることに基づいて前記特定の演出モードが設定された場合、当該第2判定情報よりも後に前記記憶手段に記憶された判定情報に対して前記特別遊技判定が行われた後において、前記特定の演出モードを継続して設定するときと、前記特定の演出モードを継続して設定しないときとがあり、

前記特定の演出モードが継続して設定された後に行なわれた前記事前判定の判定結果に基づいて、前記通常の演出モードを設定可能である、遊技機。